

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度土庄町一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	111,909 千円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	2,050,653 千円

（単位：千円）

事	業	名	経	費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	高齢者福祉事業		149,456	1,730	2,817	35,087	9,482	100,340	
	障害者福祉事業		304,523	208,588	0	3,650	7,968	84,317	
	児童福祉事業		547,964	209,291	38,056	87,752	18,378	194,487	
	母子福祉事業		19,451	3,566	0	482	1,330	14,073	
	小計		1,021,394	423,175	40,873	126,971	37,158	393,217	
社会保険	介護保険事業		223,073	2,733	0	0	19,024	201,316	
	国民健康保険事業		134,131	77,534	0	0	4,886	51,711	
	後期高齢者医療事業		237,844	46,686	0	0	16,504	174,654	
	小計		595,048	126,953	0	0	40,414	427,681	
保健衛生	健康増進事業		1,752	486	0	21	106	1,139	
	病院事業		376,411	0	9,300	15,987	30,315	320,809	
	疾病予防事業		34,232	0	0	2,592	2,732	28,908	
	医療提供体制確保事業		21,816	279	0	7,829	1,184	12,524	
	小計		434,211	765	9,300	26,429	34,337	363,380	
合	計		2,050,653	550,893	50,173	153,400	111,909	1,184,278	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。